

富岡北部「一心たすけ」の会会則

1. 会の名称
富岡北部「一心たすけ」の会とする。
2. 会の目的
人と人とのつながりを大切にしながら、お互いに助け合い、この地域で安心して暮らせる環境づくりを目的とする。
3. 会の位置付け
会は富岡北部支部社協の活動実施団体の1つとする。
4. 会員の構成
会員は富岡北部支部社協の会員であり、且つ会の目的に賛同した人で、サービスをする人により構成する。
5. 会の運営
 - イ. 運営費 サービスの収入、寄付をもって運営するが、不足は富岡北部支部社協により補助を受ける。
 - ロ. 会計年度 4月1日より翌年3月31日までとする。
 - ハ. 会計監査 会は富岡北部支部社協の会計監査を受ける。
 - ニ. 事務局 事務局は事務局長宅に置く。
 - ホ. 役員 会長1名、会計1名、事務局長1名、役員若干名を置く。
役員は会員の互選による。任期は2年とし、再選は妨げない。
 - ヘ. 役員の職務 会長は会を代表し、会務を総括する。
会計は運営費の管理をする。
事務局長、役員はサービス業務の調整、研修会などの事業を担当する。
 - ト. 総会 総会は年一回開催する。

チ. 会則の変更 会員の提案により、総会で出席者の過半数の賛同を得て変更できる。

6. 活動内容 (2022年12月現在 (中止中))

サービスを受けられる人は、富岡北部支部社協会員で日常生活に支障が生じた場合とする。(会長がサービスを必要と判断した場合に限る。)

サービスの内容は、非専門家でもできる範囲に限る。

- ①病院などへの送迎
- ②庭木の手入れや草取り作業(業者の紹介など)
- ③買い物(日用品など近隣の店)
- ④家具などの移動
- ⑤ゴミ出しなど、家事手伝い
- ⑥その他(話し合いにより)

7. サービスの料金と時間

イ. 時間 午前10時から午後4時

(上記以外の時間のサービスは相談による。)

ロ. 料金 1時間300円(一人当たり)とする。

ハ. 記録 支援者はサービス内容を記録する。

8. ボランティア保険

支援者はボランティア保険に加入し、保険料(500円)は、会の運営費から支出する。

付則

この会則は平成9年12月1日から施行する。